

「ＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」開催要綱

（名称）

第１条 本会は、「ＩＴを活用した重要事項説明に係る社会実験に関する検証検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第２条 検討会は、次に掲げる事項について検討することを目的とする。

- 一 宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３５条に基づく重要事項説明について、ＩＴを活用して実施する社会実験に関する結果を検証し、本格運用への移行の可否の検討。
- 二 同法第３７条に基づく書面の交付について、情報通信の技術を利用した提供の社会実験に関する結果を検証し、本格運用への移行の可否の検討。

（構成）

第３条 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

２ 検討会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

（会議）

第４条 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

２ 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

３ 検討会、配布資料及び議事録は、原則として公開とする。ただし、座長が認めるときは非公開とすることができる。

（事務局）

第５条 検討会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産課に置く。

（雑則）

第６条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成２８年３月１８日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成３０年３月５日から施行する。

（附則）

この要綱は、平成３１年２月１２日から施行する。

(座長)

- ・中川 雅之 日本大学 経済学部 教授

(委員)

- ・秋山 始 (公社) 全日本不動産協会 専務理事
- ・池本 洋一 (株) リクルート住まいカンパニー SUUMO リサーチセンター長
- ・稲葉 和久 (公財) 日本賃貸住宅管理協会 常務理事
- ・熊谷 則一 弁護士
- ・郡司 誠 (一社) 不動産流通経営協会 レインズ運営部会長
- ・小山 浩志 (一社) 全国住宅産業協会 政策委員会 委員長
- ・佐々木 正勝 (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 政策推進委員長
- ・沢田 登志子 (一社) E Cネットワーク 理事
- ・杉谷 陽子 上智大学 経済学部 教授
- ・関 聡司 (一社) 新経済連盟 事務局長
- ・土田 あつ子 (公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費生活研究所 主任研究員
- ・中戸 康文 (一財) 不動産適正取引推進機構 調査研究部 主任研究員
- ・森川 誠 (一社) 不動産協会 理事 事務局長
- ・山崎 美樹子 東京都 都市整備局 住宅政策推進部 適正取引促進担当課長

(オブザーバー)

- ・内閣官房 I T 総合戦略室
- ・(公財) 不動産流通推進センター

(委員名は五十音順)